

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月5日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第132号

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱の一部を
改正する告示

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱（平成20年告示第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「避妊去勢手術」を「不妊去勢手術」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 耳カット 獣医師により、不妊去勢手術が既に実施されていることを確認し、実施されていることが識別できるように耳の一部を切除する処置をいう。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、既に不妊去勢手術が実施されており、耳カットのみを行った場合も、助成金の対象とする。

第6条第1項第1号及び第2号中「手術」の次に「（第3号に該当する場合を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 耳カットのみ 6,600円

第7条第2項を削る。

第7条の2中「者」の次に「（以下「交付決定者」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による代理受領をさせる場合には、交付決定者は、その委任状を市長に提出しなければならない。

第9条を次のように改める。

（不妊去勢手術の実施の方法）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、市長の指定する協力獣医師（以下「協力獣医師」という。）に通知書を提示の上、当該協力獣医師による不妊去勢手術を受けなければならない。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の2の規定により協力獣医師に代理受領

させる場合の請求は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書（代理受領）（別記第7号様式）により行うものとする。

別記第1号様式中「浦安市長様」を「（宛先）浦安市長」に、「届出者氏名」を「氏名」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条）

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象となる猫

- (1) 主な生息場所
- (2) 性別
- (3) 毛色
- (4) 体格
- (5) その他の特徴

2 申請金額

円

3 協力獣医師による当該助成金の請求及び代理受領

希望する ・ 希望しない

別記第4号様式中「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、「申請者氏名」を「氏名」に改める。

別記第6号様式中「第12条」を「第12条第1項」に、「浦安市長様」を「(宛先)浦安市長」に、

「住所

申請者氏名 (印) を

電話」

「住所

氏名

電話番号」

に改め、同様式の次に次の別記様式を加える。

第7号様式（第12条第2項）

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書（代理受領）

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

獣医師氏名

㊞

法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名

年 月 日から 年 月 日までの間に額の確定のあつた浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金のうち、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱第7条の2の規定により代理受領するものについて、次のとおり請求します。

請 求 額								
振 込 先	金融機関名		支店名					
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号					
	フリガナ							
	口座名義							

附 則

この告示は、公示の日から施行する。